|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅰ** | **豊かなコミュニティづくり** |

**１　これまでの取組と成果の総括について**

|  |
| --- |
| **【取組の趣旨・目的】**これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、若い世代やマンション住民など、より幅広い住民も参加し「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと、隣近所での｢声かけ｣、｢見守り｣、｢助け合い｣、｢支え合い｣といった身近な地域の中で生活課題等の解決に取り組む、豊かなコミュニティをめざす取組を進める。 こうした豊かなコミュニティづくりは、大規模災害をはじめ様々なリスクに耐え得る強い地域社会づくりにもつながるものである。**【具体的な取組と成果】**平成24年度以降地域におけるつながりやきずなづくりに向けて、様々なイベントを企画・実施するとともに、ツイッターやフェイスブック等のSNSも活用して、特に若い世代やマンション住民などこれまで地域活動に関わりが薄かった人に情報提供や参加の呼びかけを行い、人と人が出会う機会の創出に取り組んだ。（平成24～28年度：SNS等による情報発信を24区で実施）地域活動に取り組んでいなかったマンション住民が防災に取り組むなど、豊かなコミュニティづくりに向けた機運を高めることができた。（平成24～28年度：マンション住民の「つながりづくり」のための支援を３区で実施）これまで地域活動に参加していなかった人に、防災といったテーマで話し合う機会を創出することにより、マンション住民同士やマンション住民を含めた地域住民同士のつながりの重要性を醸成することができ、その後地域活動に参加している状況も見られる。　■取組の内容・ 高層マンション間で情報共有できるようラウンドテーブルの開催や高層マンションにおける防災対策の取組などをテーマに講演会・グループディスカッションを開催・ マンションに居住する子育て層を対象とした子育てサークル広場の実施、マンションでの防災訓練や地域住民との交流を図る防災イベントの実施・ 高層マンションの管理組合及び管理会社を対象に、個々のマンションの防災の取組状況や防災課題の共有を図り、マンション居住者同士のつながり合いの必要性を理解してもらう防災学習会の実施**【残された課題】**・ 他都市と比較して自治会・町内会レベルの市民活動の場の提供などの支援が十分とはいえない状態になっている。 |

**２　課題の分析及びその解消に向けた方向性について**

**（１）他都市と比較して自治会・町内会レベルの市民活動の場の提供などの支援が十分とはいえない状態になっている。**

**ア　課題の趣旨**

・ 向こう三軒両隣といった地域での人と人のつながりが薄れている中、福祉や防災といった課題への対応にあたっては、自治会・町内会レベルのコミュニティの形成を促進していくことが社会的な課題となっており、自治会・町内会単位の支援の充実が必要である。

　**イ　要因**

・ 地域コミュニティ活性化のための支援にかかる施策・事業については、これまで、第一に区単位（第３層）、次いで校区等地域単位（第２層）を通じて実施するという意識が根強く、自治会・町内会単位（※第１層）を対象にする意識がほとんどなかったこと（活動の場への支援も同様） (A)(B)

　 ※ 例えば、「第１層」については、更に「第１段階」：向こう三軒両隣、「第２段階」：身近なエリア（10軒程度）、「第３段階」：身近なコミュニティ（100軒程度）といった三つの段階を想定している区もある。

**ウ　取組の方向性**

● 地域コミュニティづくりや防災や福祉などの地域課題への共助による対応にあたっては、日常生活に密着した身近なつながりが重要であることを踏まえ、自治会・町内会単位（第１層）にも目を向けた支援のあり方を取りまとめる（活動の場への支援も同様）。
なお、自治会・町内会単位（第１層）への人的支援・財政的支援については、本市の人員体制や財政状況に十分に留意して進める。

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅱ** | **地域活動の活性化** |

**１　これまでの取組と成果の総括について**

|  |
| --- |
| **【取組の趣旨・目的】**地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業などの様々な活動主体が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもと互いに協働し、また、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによって、活力ある地域社会をめざす取組を進める。地域の多様な主体と行政が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要とされる取組やサービスの提供が可能となるものである。**【具体的な取組と成果】**(１)　地域団体の活性化への支援従前は市レベルや区レベルの地域団体の連合体への画一的な活動の依頼と連合体の運営支援を行っていたが、おおむね小学校区レベルの団体の地域実情に即した活動の支援へ転換すべく、地域団体への補助金・委託等の財政的支援の整理や依頼のあり方について検討し、支援のあり方を見直した。(２) 地域活動の担い手の拡大への支援各区においては従来の区広報紙はもちろん、SNSやホームページ等を活用して、若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域活動協議会をはじめとする地域団体の活動状況等を情報発信し、地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動の担い手の拡大に努めてきた。ICTスキルを有する人材からICTを活用した地域貢献の手法の提案を受けるイベントを開催するなど新たな地域活動への参画手法についても検討している。また、平成26年度から「大阪から考えるCivicTech（シビックテック）」と題し、多様な市民の参加を得ながら、オープンデータを活用し、市民ニーズや地域課題の解決に役立つアプリケーションやWebサービスの開発を進める取組を展開してきており、従前から地域課題に直面している市民の方々や、スキルを活かして社会貢献したいと考えておられる方々、そして行政職員など様々な立場の人々が、ICTを活用するという新たな場でつながりを持つことができた。（平成24～28年度：民間の画像投稿サイトを活用した「マイコミおおさか」試験運用：24区で実施(平成26年度)、その他ICTを活用した市民との双方向コミュニケーションや市民の行政参画につながる取組の実施件数：22件(13区)、シビックテック取組件数：15件、延べ参加人数480人（市民局関係イベント累計））(３) 多様な主体のネットワーク拡充への支援各区においてSNSやホームページ等を活用し、地域活動を実施している地域団体やNPO、企業などに関する情報をテーマごとに集約し広く発信するとともに、これらの活動主体間の連携・協働に向けた意見交換や話し合いなどの交流の場を提供し、また、中間支援組織の活用も図りながら活動主体間の連携・協働をコーディネートする仕組みづくりに取り組んだ。また、市民局では、NPOや地域の企業等に地域活動に参画してもらうことをめざし、活動をしたいと考えるNPO等の情報収集や総合相談窓口の設置、地域団体との活動のマッチングの場を設定するとともに区役所職員に事例を発信するなど区役所職員の支援やNPO等との出会い交流の場づくりにも取り組んできた。（平成24～28年度：多様な協働に向けたフォーラム開催件数３件(市民局関係イベント累計))**【残された課題】**(１)　自治会･町内会や子ども会などの地縁型団体の活動の活性化に向けた支援が十分に行われていない。(２)　自治会･町内会や子ども会などの地縁型団体の組織基盤が弱体化している地域がある。(３) 自治会･町内会や子ども会といった地縁型団体とNPOなどのテーマ型団体との連携･協働が必ずしも十分とはいえない。 |

**２　課題の分析及びその解消に向けた方向性について**

**（１）自治会･町内会や子ども会などの地縁型団体の活動の活性化に向けた支援が十分に行われていない。**

**ア　課題の趣旨**

・ 向こう三軒両隣といった地域での人と人のつながりが薄れている中、福祉や防災といった課題への対応にあたっては、自治会・町内会レベルのコミュニティの形成を促進していくことが社会的な課題となっており、自治会・町内会単位の支援が必要である。

・ これまでは、区単位や校区等地域単位の支援に主眼が置かれ、地域住民にとって最も身近な地縁型団体である自治会･町内会や子ども会などの活動についてあまり把握できておらず、活性化に向けた支援が十分に行われていない。

　**イ　要因**

・ 地域コミュニティ活性化のための本市の施策・事業については、これまで、第一に区単位（第３層）、次いで校区等地域単位（第２層）を通じて実施するという意識が根強く、自治会・町内会単位（第１層）にも目を向けた活動の活性化の支援がほとんどできていないこと(A)(B)

・ 団体自身が運営の透明性の確保、魅力のある活動が十分にできていないこと(A)

・ 団体の活動の活性化について客観的に把握する手法がないこと(A)(B)

・ 団体の支援にあたって、行政がどこまで関与するのか統一的な考え方が示されておらず、また、行政並びに共に中間支援機能を持つ、区からの委託等により体制を構築しているまちづくりセンター及び市民局事業で養成してきた「派遣型の地域公共人材」の三者の役割分担が明確でないこと(A)

**ウ　取組の方向性**

● 地域住民にとって最も身近な地縁型団体である自治会・町内会単位（第１層）の機能を再確認し、活動の活性化の支援のあり方を取りまとめる。

● 自治会・町内会や子ども会などの運営に関する情報を、ホームページなどの活用により広く公開・発信することを促すとともに、自治会・町内会や子ども会などの活動についても、広く住民に意見を求め、住民にとって魅力あるものとなるよう、支援を行う。

● 団体の支援にあたってはより適切な支援が行えるよう、行政、まちづくりセンター、「派遣型の地域公共人材」の三者の役割分担を明確にし、支援メニューの積極的な活用を促す。

**（２）自治会･町内会や子ども会などの地縁型団体の組織基盤が弱体化している地域がある。**

**ア　課題の趣旨**

・　意識や就労形態（サラリーマン化）の変化から、地域活動への参加者を確保しづらくなっていると同時に、活動が一部の役員に固定化されがちであるなど地域活動の主軸となる区民等が育たず、自治会･町内会や子ども会などの地縁型団体の組織基盤が弱体化している地域がある。

　**イ　要因**

・　本市ではこれまで自治会・町内会単位（第１層）を意識した支援をほとんど行ってこなかったため、構成員や担い手の掘りおこしが十分にできていないこと(A)(B)

・ ライフスタイルの変化、高齢化など社会情勢の変化に応じた担い手拡大の支援が十分にできていないこと(A)

**ウ　取組の方向性**

● 若い世代やマンション住民などの幅広い住民が理解を示して活動に参画するよう自治会・町内会の重要性を啓発するとともに、住民に対する自治会・町内会や子ども会などの地縁型団体への加入の働きかけを行うなど地域活動の核となる自治会・町内会単位（第１層）にも目を向けた担い手拡大の支援のあり方を取りまとめる。

● 地縁型団体の組織強化のための支援にあたっては、中間支援機能を持つ区からの委託等により体制を構築しているまちづくりセンターや市民局事業で養成してきた「派遣型の地域公共人材」なども活用する。

● 地域活動において、団塊シニア、若い世代などターゲットを絞りライフスタイルに応じた担い手に適応した緩やかに活動できる活動の仕方や活動の場などについてのメニュー例を取りまとめる。

● 取りまとめにあたっては、NPO、企業等テーマ型活動団体の活動を収集・把握しこれらの団体とのネットワークを活用して、新たな担い手として気軽に参加し始めてもらえるような活動メニューづくりを、活動主体である地縁型団体、NPO、企業など様々な活動団体やこれらの団体をつなぐ役割を持つ中間支援組織へ積極的に働きかけるとともに、新たに担い手となり得る層に対しても積極的に働きかけ、マッチングするようなことも視野に入れて行う。

**（３）自治会･町内会や子ども会といった地縁型団体とNPOなどのテーマ型団体との連携･協働が必ずしも十分とはいえない。**

**ア　課題の趣旨**

・　自治会･町内会や子ども会といった地縁型団体とNPOなどのテーマ型団体との連携･協働が必ずしも十分とはいえない。

　**イ　要因**

・　対処する課題のレベルに応じて様々な活動主体同士が連携できる可能性があるにもかかわらず、校区等地域単位（第２層）での活動への支援に意識が偏っており、タテ・ヨコに加えて「ナナメ」の関係性※１が意識できていないこと(A)

・ 区からの委託等により体制を構築しているまちづくりセンターその他の中間支援組織や市民局事業で養成してきた「派遣型の地域公共人材」など中間支援機能の活用が十分にできていないこと(A)

**ウ　取組の方向性**

● タテ・ヨコに加えて「ナナメ」の関係性を視野に入れた自治会･町内会や子ども会といった地縁型団体支援のあり方を取りまとめる。

● 他都市や市内の先進事例を収集し、メリットも含め具体的な情報を区職員に伝える。あわせて、「ナナメ」の関係の重要性について区職員の意識の浸透を図り、マルチパートナーシップを推進する意識を高める。

● 支援にあたっては、中間支援機能を持つ区からの委託等により体制を構築しているまちづくりセンターや「派遣型の地域公共人材」なども活用する。

※１　「タテ」の関係：第１層で活動する団体とその連合組織である第２層・第３層で活動する団体間の関係

例：単位PTAと区PTA協議会の関係

振興町会と連合振興町会と区地域振興会の関係

「ヨコ」の関係：同じ層で活動する団体間の関係

例：自治会・町内会同士、地域活動協議会同士

「ナナメ」の関係：各層の活動単位を越えた団体間のつながり

例：自治会・町内会と区単位で活動する企業やNPOとのつながり

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅲ** | **市民による自律的な地域運営の実現** |

**１　これまでの取組と成果の総括について**

|  |
| --- |
| **【取組の趣旨・目的】**地域運営にあたっては、地域課題を共有しながら活動できるおおむね小学校区の範囲を基本とする校区等地域を単位として、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、様々な地域課題に取り組む自律的な地域運営をめざす取組を進める。**【具体的な取組と成果】**地域活動協議会には、地域課題への対応その他まちづくり活動のうち、「行政が担わない（地域に委ねるべき）分野」及び「市民活動団体の活動対象とならない分野」をカバーするといった機能（準行政的機能）を行政として期待しているため、他の市民活動団体にはない特別な支援（「まちづくりセンター」を通じた支援、「地域活動協議会補助金」の交付など）を行うこととした。平成24年度以降、各区においては、地域活動協議会等の形成及び活動を効果的に支援するための体制として、中間支援機能を持つ事業者への委託等により「まちづくりセンター」を設置してきた。区役所職員及びまちづくりセンターによる支援の結果、平成28年12月末時点において327地域中、325地域で地域活動協議会が形成された。平成25年度に、地域ごとに異なる地域運営の方針に応じた柔軟な財政的支援として、これまでにない新しい補助制度を構築した（地域活動協議会補助金）。（地域活動協議会補助金の特徴）　　■活動費補助金・ これまでの補助制度とは違い、活動内容を指定せず大括りとし、具体的な活動内容は地域に委ねる・ 無報酬で地域活動に割いていただいている地域のみなさんの貴重な労力を補助対象額に加える　　■運営費補助金・ 本市の補助金の方向性（団体運営補助の原則廃止）の例外として交付・ 各区では、本来行政が担うべき活動の経費については委託料や交付金、直接執行として行政が全額負担し、また地域の自主的な活動の経費については、上記の地域活動協議会補助金を運用するなどして、地域実情に応じた財政的支援を行ってきた。・ こうした支援により、マルチパートナーシップを広げ活動の見直しや充実に取り組む団体や、地域活動協議会の中にはNPO法人格を取得するといった団体もでてきている。（平成28年12月末時点までに、法人格を取得した地域活動協議会の団体数）　　■NPO法人格を取得した地域活動協議会：５団体　　■一般財団法人格を取得した地域活動協議会：１団体・ 地域活動協議会については多様な地域団体等で構成されるおおむね小学校区における地域運営の仕組みとしての認識は定着しつつある。また、その活動内容や手法についても従来のようにいずれの地域でも同じといった画一的な考えは払拭されつつあり、おおむね小学校区レベルの団体の地域実情に即した活動の支援へ転換を図った当初の目的は一定達成された。**【残された課題】**・ 地域活動協議会を核とした自律的な地域運営が促進できていない地域がある。 |

**２　課題の分析及びその解消に向けた方向性について**

**（１）地域活動協議会を核とした自律的な地域運営が促進できていない地域がある。**

**ア　課題の趣旨**

・ 地域活動協議会は形成されているが、地域課題や将来像が地域内で共有されておらず、活動主体や内容などの実態は従前と変わっていない地域もあるなど、自律に向けた活動状況に地域差があり、効果的な支援を行えていない。

　**イ　要因**

・　地域活動協議会の理念や趣旨について職員や地域の方に十分に理解されていないこと(A)

・　地域活動協議会が最低限担うべき機能（地域住民の様々な意見を調整し、取りまとめるといった総意形成機能など行政が地域活動協議会が担うことを期待する機能）については、「地域活動協議会に参画する市民活動団体の代表者同士で調整した結果を、地域住民の意見を集約したものとみなしてもいいのか」「民主的でオープンな手続きでどこまで意思決定されているのか」「地域団体における意思決定に、多数決の原理を採用することは妥当なのか」「総意形成機能を期待されていることを、地域でどこまで認識されているのか」などといった問題について、整理されていないこと(B)

・　このため、区役所が直接行うべき支援とまちづくりセンターへの委託等により行う支援の整理が十分できておらず、まちづくりセンターへの委託等による支援について適切な評価ができていないこと(A)

・　地域活動協議会が、責任をもって地域の総意を表明する場が設けられていないこと(B)

・　地域活動協議会の活動を発展・充実させるために安定した自主財源を確保する重要性が職員や地域の方に十分に理解されていないこと(A)

・　地域活動協議会に安定した自主財源の確保策のメニュー等が十分に示されていないこと(A)

**ウ　取組の方向性**

●　地域活動協議会の理念や趣旨についてまず職員が理解したうえで、地域の方にもしっかり理解してもらうよう引き続き積極的に働きかける。

●　地域活動協議会が最低限担うべき機能（地域住民の様々な意見を調整し、取りまとめるといった総意形成機能など行政が地域活動協議会が担うことを期待する機能）について整理、検討を進め、条例化も含め、その機能を担保する仕組みを構築する。

●　区役所が直接行うべき支援とまちづくりセンターへの委託等により行う支援を明確にする

● 地域の総意形成機能の充実など地域活動協議会の自立・成熟に向けた支援を行う。

●　地域活動協議会が責任をもって地域の総意を表明する場とする観点から、地域活動協議会と区政会議との関係性を明確にする。

●　安定した自主財源の確保が地域活動協議会の活動を発展・充実させるためのものであることについてまず職員が理解したうえで、地域の方にもしっかり理解してもらうよう引き続き積極的に働きかける。

●　地域活動協議会の安定した自主財源の確保策について整理、検討を進め、メニュー例として取りまとめる。
なお、自律した地域経営を担う地域活動協議会への支援については、自治会・町内会単位（第１層）にも目を向けた支援のあり方の取りまとめとあわせて、並行して進める。

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅳ** | **まちづくりセンターの活用及び地域公共人材の充実への支援** |

**１　これまでの取組と成果の総括について**

|  |
| --- |
| **【取組の趣旨・目的】**地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供や資金確保に向けた支援など効果的な地域支援を行うため、中間支援機能を持つ事業者への委託等によってまちづくりセンターを設置し、地域活動協議会を中心に活動の支援を行う。地域活動や人材のコーディネート、まちづくり講座の企画など地域活動のマネジメントを担う地域公共人材を充実するため、研修機会を提供するなど人材育成の仕組みづくりに取り組む。**【具体的な取組と成果】**（１）まちづくりセンターの活用まちづくりセンターについては、当初の平成24年10月から25年度末までは市民局が事業を統括していたが、各区の地域実情に応じた支援を展開しやすいよう、平成26年度に局から区役所に事業移管した。まちづくりセンターによる支援内容の質を担保及び向上させるため、年２回、第三者委員によってまちづくりセンターに対する評価を行うとともに、連絡調整会議の開催によって、区間での情報共有を行ってきた。なお、まちづくりセンターについては、団体への委託方式ではなく中間支援機能を持った人材を嘱託雇用することで区長との間に指示・命令関係を生じさせるなど、各区の実情に応じ手法は多様化しているが、支援を受ける地域活動協議会の参画団体からは評価を受けており、区内で認知されつつある。（２）地域公共人材の充実への支援ア 「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」地域活動の担い手拡充を図るため、中間支援組織とも連携し、地域公共人材についての勉強会や担い手育成に向けた事例の情報発信、様々な分野で活動している区民で構成するラウンドテーブルを開催するなど、幅広い層の人たちが地域活動に参加できるよう取組を行った。（これまでに本市が任命した地域活動の担い手となる各種地域リーダーの種類（18種類））※地域リーダーとして活躍する地域公共人材：生涯学習推進員、人権啓発推進員、防災リーダー、グリーンコーディネーター、スポーツ推進員などイ　「派遣型の地域公共人材」市民局では中間支援機能を持つ「派遣型の地域公共人材」を平成26年度から養成し、支援を必要とする地域団体に派遣するなどの支援も行ってきた。　　　※「派遣型の地域公共人材」：中立的な立場から様々な団体の活動や団体間の連携を支援する機能（地縁型団体のニーズ引き出し、テーマ型の団体も含めた地域団体同士や個人をつなぐ役割）を持つ地域公共人材 （平成26～28年12月：「派遣型の地域公共人材」の養成講座修了者数 87名「派遣型の地域公共人材」の派遣件数44件(延べ派遣回数 134回）「派遣型の地域公共人材」の登録者数95名**【残された課題】**（１）区役所がまちづくりセンターや「派遣型の地域公共人材」を十分に活用できていない。（２）地域の活動においてファシリテーション能力やコーディネート力をもった人材（「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」）が必ずしも十分に活躍できていない。 |

**２　課題の分析及びその解消に向けた方向性について**

**（１）区役所がまちづくりセンターや「派遣型の地域公共人材」を十分に活用できていない。**

**ア　課題の趣旨**

・ 地域活動協議会を対象とした、活動の活性化に向けたきめ細やかな支援について、区役所が、区からの委託等により体制を構築しているまちづくりセンターや市民局事業で養成してきた「派遣型の地域公共人材」を十分に活用できていない。

・　地域活動協議会以外の市民活動団体を対象とした支援においては、地域活動協議会の場合以上に、まちづくりセンターや「派遣型の地域公共人材」の活用が十分にできていない。

　**イ　要因**

・　これまで、地域活動協議会の仕組みづくりやその会計事務等の支援といった「立上げ支援」が中心となっていた経過もあり、区役所において、活動の活性化に向け、まちづくりセンターや「派遣型の地域公共人材」も活用したきめ細やかな支援のあり方が十分に検討できていないこと(A)

・　まちづくりセンターのあり方や活用の検討が、主に地域活動協議会を対象としたものに限定されており、他の市民活動団体を対象とした場合の活用のあり方が十分に検討されてこなかったこと(A)

**ウ　取組の方向性**

●Ⅱ及びⅢにおいて整理した地域活動協議会のほか、市民活動団体の活動の活性化に向けたまちづくりセンター及び「派遣型の地域公共人材」の活用のあり方を取りまとめる。

**（２）地域の活動においてファシリテーション能力やコーディネート力をもった人材が必ずしも十分に活躍できていない。**

**ア　課題の趣旨**

・　市民局事業で養成し、登録を行ったうえで各地域や団体のニーズに応じて派遣してきた「派遣型の地域公共人材」の派遣件数は増加しているが、各区や局で事業目的ごとに任命し、地域の活動の中心となっている「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」が必ずしも十分に活躍できていない。

　**イ　要因**

・　「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の育成を生涯学習・人権啓発など政策課題別に進めてきたことや、「派遣型の地域公共人材」の活用を積極的に進めてきたため、職員や地域に地域公共人材の全体像の概念が浸透していないこと(A)

・ 共に中間支援機能を持つ「派遣型の地域公共人材」とまちづくりセンターとの役割分担が明確でないこと(A)

・ 「派遣型の地域公共人材」と、各区や局で取組を進めている「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の役割分担が明確でないこと(A)

・ 「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の育成や意識付けが十分でないこと(A)

**ウ　取組の方向性**

● 市民局事業で養成してきた「派遣型の地域公共人材」と、各区や局で事業目的ごとに任命し、地域の活動の中心となっている「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の役割分担を明確にし、地域公共人材の全体像を体系化するとともに、職員や地域に地域公共人材の概念を浸透させる。

● 「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の掘りおこし･育成と意識付けの促進を図る。